

公告第172号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

令和7年6月23日

郡山市長 椎根 健雄

第1 制限付一般競争入札に付する事項

|          |                                                                        |
|----------|------------------------------------------------------------------------|
| 1 契約番号   | 2025002307                                                             |
| 2 契約件名   | 森林再生事業 森林整備等業務委託（多田野ー12）                                               |
| 3 施行場所   | 郡山市逢瀬町多田野字姉森 外地内                                                       |
| 4 履行期間   | 契約締結の日から令和8年1月30日まで                                                    |
| 5 業務概要   | 1 間伐 14.50ha<br>2 作業道開設 614.0m<br>3 空間放射線量率測定 一式                       |
| 6 支払条件   | 業務完了後、適正な請求書を提出した日から30日以内（一括払）                                         |
| 7 最低制限価格 | 本件は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格を設定する。   |
| 8 その他    | (1) 本件は、紙入札により執行するものとする。<br>(2) 入札参加に関する様式については、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。 |

## 第2 入札手続に関する日程等

| 内容               | 日時（期間）                           | 手続方法等              |
|------------------|----------------------------------|--------------------|
| 1 設計図書等の配布期間     | 公告の日から<br>令和7年7月2日（水）<br>午後5時まで  | 電子メールにより設計図書等を配布   |
| 2 設計図書等に関する質問期間  | 公告の日から<br>令和7年7月3日（木）<br>午後5時まで  | 電子メールにより質問書を提出     |
| 3 質問に対する回答期限     | 令和7年7月8日（火）<br>午後5時まで            | 郡山市ウェブサイトにおいて回答を公表 |
| 4 入札参加申請期間       | 公告の日から<br>令和7年7月10日（木）<br>午後5時まで | 電子メールにより申請書等を提出    |
| 5 入札参加資格確認結果通知期限 | 令和7年7月17日（木）<br>午後5時まで           | 電子メールにより確認結果を通知    |

## 第3 入札執行場所及び日時

- 1 場所 郡山市役所 別棟第三会議室
- 2 日時 令和7年7月24日（木）午前9時30分

※郵便及び電報による入札は認めないので、当該場所及び日時に集合すること。

## 第4 入札に参加する者に必要な資格等

本件の入札に参加することができる者の資格は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 入札参加申請期限時点で、業務委託の緑地等維持管理又は建設工事のとび・土工・コンクリート工事において、郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱（令和6年9月6日制定）に基づく認定を受け、令和7・8年度競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。
- 3 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年3月28日制定。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中の者（入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 5 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 6 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合の構成員にあつては、加盟する協同組合が本入札に参加していないこと。
- 7 本業務において、次のいずれかに該当する責任者（以下「配置予定業務責任者」という。）を配置できる者であること。
  - (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項の技術士であつて、森林部門に係る登録を受けている者
  - (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第187条第3項の林業普及指導員資格試験に合格した者
  - (3) 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成8年農林水産省令第25号）第1条第1項に規定する研修修了者名簿への登録を受けた者
  - (4) 一般社団法人日本森林技術協会の登録を受けた林業技士

- (5) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、次の免許、講習又は教育を受けた者
- ア 刈払機作業に係る安全衛生教育
  - イ 伐木等の業務に係る特別教育、チェーンソーの取扱いの業務に係る特別教育又は車両系木材伐出機械（伐木等機械、走行集材機械又は架線集材機械）に係る特別教育
  - ウ 玉掛け技能講習又は玉掛けの業務に係る特別教育
  - エ はい作業主任者（技能講習）
  - オ クレーン運転士免許、クレーンの運転の業務に係る特別教育、移動式クレーン運転士免許、小型移動式クレーン運転技能講習又は移動式クレーンの業務に係る特別教育
  - カ フォークリフト運転技能講習又はフォークリフトの運転の業務に係る特別教育
  - キ 車両系建設機械運転技能講習又は小型車両系建設機械の運転の業務に係る特別教育
  - ク ショベルローダー等運転技能講習又はショベルローダー等の運転の業務に係る特別教育
  - ケ 不整地運搬車技能講習又は不整地運搬車の運転の業務に係る特別教育
  - コ 林業架線作業主任者（免許）又は機械集材装置の運転の業務に係る特別教育
  - サ 地山の掘削作業主任者（技能講習）
- (6) 公的機関（国、地方公共団体、森林整備法人及び国立研究開発法人森林研究・整備機構）から受託した森林整備業務（下請を含む。）において管理業務の実務経験を5年以上有する者又は森林整備業務において現場業務の実務経験を5年以上有する者

※配置予定業務責任者が郡山市所定の入札参加申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な配置予定業務責任者を2名まで申請することができる。ただし、落札者となった場合は、契約書の提出日において配置予定業務責任者を特定して申請するものとする。

## 第5 設計図書、各様式の配布方法

入札参加を希望する者（入札参加資格を有しないことが明らかである者を除く。以下「入札参加希望者」という。）に対する、本業務に係る設計図書等（以下「設計図書等」という。）の写しの配布は、電子メールの送付により行う。入札参加希望者は、電子メールの件名を「森林再生事業 森林整備等業務委託（多田野ー12）に関する設計図書等希望」とし、メール本文には法人名、担当者氏名、電話番号及びメールアドレスを記載し、第2の1に掲げる期間に農商工部農林基盤整備課宛てまで電子メールを送信するとともに、到達確認のため電話で報告を行うこと。

なお、郵送、ファクシミリ等による配布は行わないものとする。

郡山市農商工部農林基盤整備課

メールアドレス [nourinkibanseibi@city.koriyama.lg.jp](mailto:nourinkibanseibi@city.koriyama.lg.jp)

電話番号 024-924-3921

## 第6 設計図書等に対する質疑応答

- 1 設計図書等に対する質問がある場合は、第2の2に掲げる期間に設計図書等質問書（第5号様式）を農商工部農林基盤整備課宛てまで電子メールにより提出するとともに、到達確認のため電話で報告を行うこと。
- 2 質問に対する回答は、第2の3に掲げる期限までに郡山市ウェブサイトにおいて回答を公表する。

## 第7 入札参加の申込み

- 1 入札参加希望者は、設計図書等の内容を熟読した後、本公告中第4に掲げる資格基準について、入札参加申請書（第3号様式）及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を郡山市長に第2の4に掲げる期間までに電子メールにより提出するとともに、到達確認のため電話で報告を行い、当該案件に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、申請期間までに申請書等を市長に提出しない者又は入札参加資格を有しないと認められ

た者は、入札に参加することができない。

郡山市農商工部農林基盤整備課

メールアドレス [nourinkibanseibi@city.koriyama.lg.jp](mailto:nourinkibanseibi@city.koriyama.lg.jp)

電話番号 024-924-3921

## 2 確認結果の通知

入札参加希望者の入札参加資格の有無を確認したときは、第2の5に掲げる期限までに電子メールにより確認結果を通知する。

## 3 入札参加の辞退

申請書等の提出後に当該参加申込みを辞退する場合には、入札辞退届を提出すること。

## 第8 入札保証金

免除とする。ただし、入札保証金の納付が免除になった者が落札者になった場合において、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金の全部を免除されたものは入札金額の100分の5に相当する額を、一部を免除された者にあつては入札金額の100分の5に相当する額から納付した入札保証金の額を差し引いた額を納めること。

## 第9 入札書に入力する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

## 第10 入札の中止等

本件に関し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し又は入札方法について変更することがある。

## 第11 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 第12 落札者の決定等

- 1 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- 2 入札回数は、原則2回を限度とする。ただし、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。（見積書の提出は原則2回を限度とする。）
- 3 入札結果は郡山市ウェブサイトに掲載するものとする。

## 第13 契約締結及び契約書の作成

- 1 落札者の決定後、速やかに行わなければならない。
- 2 本件は、電子契約により締結できるものとする。
- 3 落札者が、電子契約による締結を希望する場合は、開札同日中に電子契約同意書兼メールアドレス申出書を郡山市へ提出するものとする。
- 4 契約書は郡山市が作成するものとする。

- 5 落札決定から契約締結までの間に、落札者が次のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
- (1) 本公告中第4に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。(指名停止基準に該当することとなったときを含む。)
  - (3) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- 6 前項の規定により契約を締結しなかった場合に生じる損害については、郡山市は一切の責めを負わないものとする。

#### 第14 契約保証金

免除とする。

#### 第15 入札に関する注意事項

- 1 入札書及び委任状には契約件名を記載すること。
- 2 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。
- 3 その他必要な事項は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）によるほか、郡山市業務委託等入札参加者心得による。

#### 第16 その他

- 1 この入札又は契約に関して要した費用については、全て入札参加申請者及び入札者の負担とする。
- 2 入札参加者及び入札者は、入札後に、本公告及び設計図書等の内容について、不知を理由として異議を申し立てることはできない。
- 3 本件は、郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号）に規定する公契約であることから、当該条例の趣旨をよく理解し、遵守すること。
- 4 設計図書等質問書及び申請書等は、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。
- 5 その他不明な点については、郡山市農商工部農林基盤整備課(電話番号 024-924-3921)まで問い合わせること。